仕　様　書

案件番号	５６

見積書提出期限	質疑書提出期限	同等品選定期限	地域要件
令和７年12月19日 午後３時	令和７年12月12日 正午	令和７年12月15日	市内業者

案件名　　チラシ「納税通知書同封文書」

品　　名	チラシ「納税通知書同封文書」	
数量単位	７５，０００部	
規格等	A4（両面刷）、上質紙55K、２色刷	
付属品等	特になし	
納入場所	資産税課（本庁第２別館２階）	
納入期限	令和８年１月23日（金）	
納入及び設置方法	特になし	
撤去及び処分方法	特になし	
環境配慮に関する条件	特になし	
参考物品	本　体	特になし
	付属品等	特になし
同等品の可否	可（○）	不可
添付資料	特になし	
説明会	要	不要（○）
特記事項	・見本は資産税課にありますので、事前にご確認ください。 ・原稿のデータ提供有り（Word） ・校正回数３回以内	

要　求　課	部課	総務部 資産税課	担当者	月原	連絡先	0898-36-1511

【注意事項】

1　上記参考物品以外の同等品を選定する場合には、同等品選定期限までに同等品承認申請書と、選定する同等品に規格や詳細がわかるカタログ等を要求課まで提出し、承認を受けてから見積ること。

2　上記に記載している仕様（納入、組立、設置、検収及び撤去等）に掛かる費用を含めること。

3　落札業者は、納入日等について要求担当課と打ち合わせのうえ納入すること。

4　参加を希望する案件について質疑がある場合には、仕様書に記載の質疑書提出期限までに契約課まで、案件番号と案件名を明記したうえで質疑書を提出すること。（提出方法はＦＡＸ又は電子メールで受け付けます。）

5　参加を希望する案件の見積書を見積書提出期限までに市役所庁舎第２別館７階契約課まで書留郵便又は持参により提出すること。

Ｒ７・８年度入札参加資格申請（入力表Ｂ）に物品希望業種として、上記物品が含まれていること。

但し、含まれていない場合においては、見積書提出期限までに「建設工事及び物品購入等入札参加資格審査申請書変更届」を提出することにより、参加は可能とする。

なお、物品希望業種に記載ないまま提出した見積書は無効とする。

令和８年度

固定資産税について

課税明細書について

課税明細書は、納税通知書と一連で添付されてお送りしています。但し、固定資産をたくさんお持ちの方は、別途お送りしています。

課税明細書には、１月１日現在で所有されている土地・家屋について、所在地、地積・床面積、地目・種類、評価額、課税標準額、税相当額、住宅区分などが記載されています。

課税明細書をよくご覧いただき、不明な点や、疑問な点がございましたら、資産税課までお問い合わせください。

なお、課税明細書は再交付できません。課税明細書は、評価証明書や公課証明書の代わりとして確定申告や登記申請などに利用できる場合がありますので、大切に保管してください。

（注）償却資産の課税明細書は添付していません。

（注）自治体情報システムの標準化に伴い、従来の仕様から変更されておりますので、ご了承ください。

今治市以外にお住まいの方へ

今治市以外にお住まいの方につきましては、住所を変更された場合、当方で把握できません。恐れ入りますが、新しい住所を資産税課までお知らせください。

なお、ご連絡の際には、納税通知書記載の通知書番号をお伝えいただくと、処理が早く行えますので、ご協力をお願いします。

固定資産税のよくあるご質問

【問①】固定資産税が急に高くなっています。なぜでしょうか。

【答①－1】一定の要件を満たす新築住宅は、固定資産税が課税されることになった年度から３年度分（認定長期優良住宅および３階建以上の中高層耐火住宅などは５年度分）に限り、床面積１２０㎡までの部分の税額が２分の１に減額されています。この減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったため、結果的に固定資産税が高くなっています。
令和４年中（認定長期優良住宅および３階建以上の中高層耐火住宅などは令和２年中）に建築された住宅が対象となります。

つづく ↗

【答①－2】一定の要件を満たす住宅が建っている土地は、「住宅用地に対する課税標準の特例」（課税標準額を評価額の６分の１または３分の１に軽減する特例措置）が適用されています。住宅を取り壊した場合や、住宅以外の用途に変更した場合、この特例の適用から外れるため、結果的に固定資産税が高くなっています。

【答①－3】現況地目が、田・畑・山林から宅地・雑種地などへ変わった土地や、農地転用の許可または届出を行った土地は、宅地並み評価を行います。そのため、課税標準額が上がり、固定資産税が高くなっています。

【問②】地価が下がっているのに、土地の固定資産税が上がっているのはどうしてですか。

【答②】現在は税負担の公平を図るため、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が高い土地の税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を引き上げています。したがって、負担水準の低い土地は、地価が下がっても固定資産税が上がるというケースが生じています。

※ご注意ください

全期前納の納付書は、４月３０日までお使いいただけます。５月１日以降はお使いいただけません。

【お問い合わせ先】
今治市役所　資産税課
〒794-8511　今治市別宮町一丁目４番地１
TEL　0898-36-1511（直通）
FAX　0898-32-5211（代表）
E-mail sisanzei@imabari-city.jp

資産税課ホームページはこちら

納付について

金融機関やコンビニで納付する方法と、キャッシュレス決済により納付する方法があります。

同封の納付書で、市内に本・支店のある金融機関のほか、全国の eL-QR 対応金融機関（ほとんどの銀行・金庫・組合・郵便局など）で納付ができます。

また、スマートフォンアプリを利用すると、いつでもどこでも簡単に納付できます。

市税などを納めるには

納税課ホームページはこちら

eL-QR 対応金融機関

口座振替にされますと、１回のお手続きで確実に納期内納付ができますので、とても便利です。

【お問い合わせ先：納税課 TEL 0898-36-1512 】

建築住宅課から　家屋所有者 等への　お知らせ

建築住宅課ホームページはこちら

（Ⅰ）地震から“大切なもの　家族の命”を守りませんか？

突然襲ってくる災害から「命」を守る“事前の備え”は十分ですか？
地震に備えて“住宅の耐震化”を図りましょう。
旧耐震基準で建築（昭和56年5月31日以前に着工）された一戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修等の費用の一部を補助しています。

《耐震診断》

住宅の耐震性を診断する費用を補助します。
「技術者派遣制度」のご利用で、自己負担なしで耐震診断を受けられます。

耐震診断詳細はこちら

《耐震改修等》

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造住宅の「耐震改修設計」、「耐震改修工事費等」の費用の一部を補助します。

（Ⅱ）お持ちの“空き家の管理”は大丈夫ですか？

空き家の適正管理にご協力ください。
空き家の適切な管理は所有者の責任です。そのまま放置すると建物の劣化が進み、近隣住民等がケガをするおそれが生じてきます。令和5年12月には「空家法」が改正され「管理不全空家等」の区分が新たに位置付けられました。隣・近所の方に迷惑を掛けないためにも、定期的に空き家の点検・修理などを行い、適切な状態を維持するようにしましょう。
今治市と民間6団体は令和2年11月25日に「空家等対策の推進に関する協定」を締結しました。

公益社団法人今治市シルバー人材センター（管理サービス）	0898-22-2003	空き家の管理（見守り）や、修理・解体等工事、売買・賃貸など、直接ご相談に応じてくれる場合があります。
今治商工会議所	0898-23-3939	
越智商工会	0898-53-3853	
しまなみ商工会	0897-86-2130	
公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部	089-933-9789	
今治宅地建物取引業協会	0898-32-0090	

（Ⅲ）老朽化して倒壊等のおそれのある“空き家の解体”について

著しく老朽化が進行した空き家（補助要件を全て満たす住宅）に解体費用の一部を補助しています。
※上記の補助事業の詳細につきましては、建築住宅課HP又は広報いまばり「４月号」をご確認ください。

【お問い合わせ先：建築住宅課 TEL 0898-36-1566 】

法務局からのお知らせ

令和６年４月１日から相続登記が義務化されました。

相続登記義務化

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から３年以内に登記の申請をしなければならないこととされました。
なお、この登記申請義務は、令和６年３月３１日以前に死亡した人の相続についても適用されます。この場合は、令和９年３月３１日までに登記の申請をしなければならないこととされています。

令和８年４月１日から住所・氏名の変更登記が義務化されました。

住所等変更義務化

※　法務局の手続案内は予約制になっていますので、あらかじめ電話等で予約をお願いします。
※　ご自身での手続が難しい方は、司法書士など、専門家への相談を御検討ください。

愛媛県司法書士会
ホームページはこちら

松山地方法務局
ホームページはこちら

【お問い合わせ先】
愛媛県司法書士会　相続登記相談センター
TEL 0120-13-7832〔フリーダイヤル〕
松山地方法務局今治支局
TEL 0898-22-0855（自動音声案内２）